

事 務 連 絡
平成 2 8 年 1 2 月 5 日

介護保険関係事業所 各位

明和町役場長寿康課長

介護保険認定申請日の取り扱いについて

平素は、明和町の介護保険事業にご理解ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

このたび、介護保険の認定申請（新規・区分変更・更新）に関して、平成 29 年 1 月より申請日の取り扱いの見直しをさせていただきますので、よろしくお願ひ申し上げます。

現在、原則、介護保険の認定申請（新規・区分変更・更新）の申請日は、窓口において受付けた日を申請日とさせていただきます。

今後、事業所の方々の利便性や利用者の方への負担を減らすため、以下のように申請日の取り扱いを変更させていただきます。

<変更>

原則として、申請書に記載いただいた申請日を申請日と取り扱わせていただきます。

ただし、申請書に記載いただいた日が受付日よりも 4 日以上（申請日は含まない） 遡る場合や未来の日が記載されている場合は、受付日を申請日とさせていただきます。

また、申請日の記載のない場合は、受付日を申請日とさせていただきます。

なお、休日等が 3 日以上となる大型連休の場合は、申請日について、相談のうえ、決めさせていただきます。

※郵送についても、同様の扱いとさせていただきます。

<例>

2 月 4 日に窓口にて申請書を提出の場合

- ・申請書に 2 月 1 日と記載のある場合は、2 月 1 日を申請日とします。

2 月 5 日に窓口にて申請書を提出した場合

- ・申請書に 2 月 1 日と記載がある場合、申請日は 2 月 5 日となります。

※申請書記載日が 4 日以上遡る場合は、受付日が申請日となります。

明和町役場長寿健康課
高齢者福祉係 田中・浅沼
0 5 9 6 - 5 2 - 7 1 1 6